

○厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 官報整理番号
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

164 アルカン-1-アミン（ $C = 8, 10, 12, 14, 16, 18$ 、直鎖型）、(2) - 133

(*Z*) - オクタデカ-9-エン-1-アミン又は（9 *Z*, 12 *Z*） - (2) - 176

オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン (2) - 185

(8) - 310

(8) - 342

165	<i>N</i> , <i>N</i> -ジメチルドデシルアミン	(2) - 176
166	ヘキサデシル (トリメチル) アンモニウムの塩	(2) - 184
		(9) - 795
		(9) - 1971
167	ジデシル (ジメチル) アンモニウムの塩	(2) - 184
		(9) - 1971
168	ビス (アルキル (C = 12, 14, 16, 18, 20、直鎖型)) (ジメチル	(2) - 184
	) アンモニウムの塩	(9) - 1971
169	<i>N</i> , <i>N</i> -ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド (C = 10, 12,	(2) - 198
	14, 16, 18、直鎖型)、(Z)- <i>N</i> , <i>N</i> -ジメチルオクタデカ-9	
	-エン-1-アミン=オキシド又は(9 Z, 12 Z)- <i>N</i> , <i>N</i> -ジメ	
	チルオクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン=オキシド	
170	デカン-1-オール	(2) - 217
171	アルカノール (C = 10~16) (C = 11~14のいずれかを含むものに	(2) - 217
	限る。)	(2) - 3704
172	飽和脂肪酸 (C = 8~18、直鎖型) のナトリウム塩又は不飽和脂肪	(2) - 611

- 酸 (C = 16~18、直鎖型) のナトリウム塩 (7) - 973
- 173 *N*, *N*-ビス (2-ヒドロキシエチル) アルカンアミド (C = 8, (2) - 814
10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z) - *N*, *N*-ビス (2-ヒド (2) - 827
ロキシエチル) オクタデカ-9-エンアミド又は (9 Z, 12 Z) - (2) - 2503
N, *N*-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9, 12-ジエ (8) - 311
ンアミド
- 174 [(3-アルカンアミド (C = 8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型) (2) - 1290
プロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート又は (Z) - { [(2) - 2707
3- (オクタデカ-9-エンアミド) プロピル] (ジメチル) アン (9) - 2027
モニオ} アセタート
- 175 ナトリウム=アルケンスルホナート (C = 14~16) 又はナトリウム (2) - 1639
=ヒドロキシアルケンスルホナート (C = 14~16) (2) - 2807
(9) - 2038
- 176 アクリルアミド・2-アクリルアミド-2-ヒドロキシ酢酸・[2 (6) - 3223
- (アクリロイルオキシ) エチル] (ベンジル) (ジメチル) アン
モニウム=クロリド・2- (ジメチルアミノ) エチル=メタクリラ

ート・ベンジル〔2-（メタクリロイルオキシ）エチル〕（ジメチル）アンモニウム＝クロリド・2-メチリデンコハク酸共重合物（脂溶性溶媒及び汎用溶媒に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）